

○平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表
 (下線部は改正部分)

改正案		現行	
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値	特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
一～三 (略)	(略)	一～三 (略)	(略)
三の二 <u>142.93MHz を超え</u> <u>142.99MHz 以下又は146.93MHz を</u> <u>超え146.99MHz 以下の周波数の</u> <u>電波を使用する無線設備</u>		三の二 <u>142.93MHz を超え</u> <u>142.99MHz 以下の周波数の電波</u> <u>を使用する無線設備</u>	<u>16kHz</u>
1 <u>告示第42号第13項第2号の</u> <u>もの</u>	<u>11.6kHz</u>		
2 <u>告示第42号第13項第3号の</u> <u>もの</u>	<u>17.4kHz</u>		
三の三～七 (略)	(略)	三の三～七 (略)	(略)
八 <u>426MHz を超え427MHz 以下の周</u> <u>波数の電波を使用するテレメー</u> <u>ター用、テレコントロール用及</u> <u>びデータ伝送用の無線設備で</u> <u>あって、告示第42号第1項第2</u> <u>号(三)のもの</u>	16kHz	八 <u>426MHz を超え427MHz 以下の周</u> <u>波数の電波を使用するテレメー</u> <u>ター用及びテレコントロール用</u> <u>の無線設備であって、告示第42</u> <u>号第1項第2号(二)のもの</u>	16kHz
1・2 (略)	(略)	1・2 (略)	(略)
九～十二 (略)	(略)	九～十二 (略)	(略)
十三 1,216MHz 以上1,217MHz 以下 又は1,252MHz 以上1,253MHz 以 下の周波数の電波を使用する無 線設備		十三 1,216MHz 以上1,217MHz 以下 又は1,252MHz 以上1,253MHz 以 下の周波数の電波を使用する無 線設備	
1 <u>告示第42号第1項第5号(二)</u> <u>のもの</u>	16kHz	1 <u>告示第42号第1項第5号(一)</u> <u>のもの</u>	16kHz
2 <u>告示第42号第1項第5号(三)</u> <u>のもの</u>	32kHz	2 <u>告示第42号第1項第5号(二)</u> <u>のもの</u>	32kHz
十四～十六 (略)	(略)	十四～十六 (略)	(略)

		十七 57GHz を超え 66GHz 以下の周波数の電波を使用するミリ波画像伝送用又はミリ波データ伝送用の無線設備	2.5GHz
十七 60GHz を超え 61GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz	十八 60GHz を超え 61GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz
十八 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	1GHz	十九 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	1GHz
十九 78GHz を超え 81GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	3GHz	二十 78GHz を超え 81GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	3GHz
注 (略)		注 (略)	

附 則

- 1 | この告示は、公布の日から施行する。
- 2 | この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHz を超え一四二・九九MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3 | この告示による改正前の平成十八年総務省告示第六百五十九号の規定に適合する一四二・九三MHz を超え一四二・九九MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。